

令和6年度三浦市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度の三浦市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
子育て賃貸住宅等整備事業に係る P F I 事業費 (維持管理業務、運営業務に係る物価変動分) (財産管理課・文化スポーツ課・図書館)	令和7年度から 令和21年度まで	物価変動による増減額 並びにこれに係る消費 税及び地方消費税相当 額の増減額

議案第10号

三浦市都市計画マスタープランを定めることについて

三浦市都市計画マスタープランを別冊のとおり定めることにつき、三浦市議会基本条例（平成26年三浦市条例第9号）第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年三浦市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「前条」を「第8条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「第8条第1項」に改め、同条第4項中「日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」を「要介護者」に、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第14条第1項中「定める者」の次に「(第18条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(三浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 三浦市職員の育児休業等に関する条例(平成4年三浦市条例第1号)

の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の改正規定（「前条」を「第8条第1項」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定、同条第4項の改正規定（「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 施行日以後の日を時間外勤務の制限の初日とする第1条の規定による改正後の三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても当該請求を行うことができる。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年三浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「新らた」を「新た」に、「支給し」を「支給し、」に改め、同条第3項第3号中「会議」を「勤務」に改める。

第4条第3項を次のように改める。

3 市外に住所又は居所のある職員が勤務した場合において、任命権者が特に必要があると認めるときは、費用弁償として鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費を支給することができる。

別表第1行政不服審査会 弁護士である委員の項、行政不服審査会 弁護士以外の委員の項、予防接種健康被害調査委員会 委員の項及び介護認定審査会 医師及び歯科医師である委員の項を削り、同表中「介護認定審査会 医師及び歯科医師以外の委員」を「介護認定審査会 委員」に改め、同表障害者介護給付費等の支給に関する審査会 医師である委員の項を削り、同表中「障害者介護給付費等の支給に関する審査会 医師以外の委員」を「障害者介護給付費等の支給に関する審査会 委員」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に定める非常勤の職員のうち、報酬が日額で定められるものであって、大学の教授、准教授その他これらに類する職又は医師、歯科医師、弁護士等の職にあるもので、当該職にあるものとしての高度な知識、識見等が発揮されることを期待されて当該非常勤の職員となった者（当該大学の教授等の職にあるものとして特にこの表に定められる場合を除く。）については、規則で定めるところにより、日額5,000円を超えない範囲内において報酬額を加算することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第3項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

議案第13号

三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三浦市職員の給与に関する条例（昭和30年三浦市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号」を「前項第1号」に、「10,000円」を「13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2第2項中「100分の6」を「100分の12」に改める。

第14条中「翌日午前5時」を「翌日の午前5時」に改める。

第16条の2第2項中「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」に改める。

第18条の5第2項中「第4条第5項」を「第4条第2項」に、「、第7条、第8条及び第8条の3」を「及び第7条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	174,500	207,400	230,000	298,800	355,200	408,300
	2	175,600	209,000	231,500	300,300	356,900	410,200
	3	176,800	210,600	233,000	301,800	358,500	412,100
	4	177,900	212,100	234,500	303,200	360,100	413,900
	5	179,000	213,600	236,000	304,600	361,700	415,700
	6	180,100	215,200	237,500	305,700	363,500	417,500
	7	181,300	216,800	239,000	306,700	365,000	419,300
	8	182,400	218,400	240,500	307,900	366,600	421,100
	9	183,500	220,000	242,000	309,100	368,000	422,700
	10	184,600	221,700	243,400	310,700	369,600	424,200
	11	185,800	223,000	244,800	312,300	371,200	425,700
	12	186,900	224,300	246,200	313,900	372,700	427,200
	13	188,000	225,600	247,400	315,400	374,600	428,700
	14	189,700	226,700	248,600	317,000	376,500	430,000
	15	191,300	227,800	249,800	318,600	378,400	431,300
	16	192,900	228,900	251,000	320,200	380,200	432,500
	17	194,500	230,000	252,100	321,700	381,700	433,700
	18	196,200	231,500	253,200	323,400	383,500	435,000
	19	197,800	233,000	254,300	325,000	385,200	436,300

20	199,400	234,500	255,400	326,600	386,800	437,500
21	201,000	236,000	259,400	328,000	388,500	438,700
22	202,700	237,500	260,400	329,700	389,900	439,500
23	204,400	239,000	261,300	331,400	391,300	440,300
24	206,100	240,500	262,200	333,000	392,700	441,100
25	207,400	242,000	263,100	334,200	394,100	441,700
26	209,000	243,400	264,700	336,100	395,300	442,300
27	210,600	244,800	266,300	337,800	396,500	442,900
28	212,100	246,200	267,800	339,400	397,500	443,500
29	213,600	247,400	268,600	340,900	398,600	444,200
30	215,200	248,600	270,000	342,500	399,800	445,000
31	216,800	249,800	271,300	344,100	400,900	445,400
32	218,400	251,000	272,300	345,700	402,000	446,100
33	220,000	252,100	273,300	347,400	402,700	446,600
34	221,700	253,200	274,300	349,200	403,400	447,000
35	223,000	254,300	275,300	351,000	404,100	447,400
36	224,300	255,400	276,400	352,800	404,800	447,800
37	225,600	259,400	277,400	354,300	405,400	448,200
38	226,700	260,400	278,700	355,700	406,000	448,600
39	227,800	261,300	280,000	357,100	406,500	449,000
40	228,900	262,200	281,200	358,500	406,900	449,300
41	230,000	263,100	282,500	360,000	407,300	449,600
42	231,500	264,700	283,800	360,800	407,500	450,000
43	233,000	266,300	285,000	361,800	407,800	450,300
44	234,500	267,800	286,200	362,800	408,100	450,600
45	236,000	268,600	287,300	363,700	408,400	450,900
46	237,500	270,000	288,500	364,800	408,700	
47	239,000	271,300	289,800	365,700	409,000	
48	240,500	272,300	291,100	366,700	409,300	
49	242,000	273,300	292,400	367,600	409,500	
50	243,400	274,300	293,400	368,300	409,800	
51	244,800	275,300	294,400	369,000	410,100	
52	246,200	276,400	295,500	369,600	410,400	
53	247,400	277,400	296,600	370,000	410,600	
54	248,600	278,700	297,800	370,600	410,900	
55	249,800	280,000	298,900	371,300	411,200	
56	251,000	281,200	300,100	372,000	411,500	
57	252,100	282,500	301,300	372,300	411,700	
58	253,200	283,800	302,600	373,000	412,000	
59	254,300	285,000	303,900	373,700	412,300	
60	255,400	286,200	305,200	374,300	412,500	
61	256,400	287,300	306,500	374,600	412,700	
62	257,400	288,500	307,800	375,100	413,000	
63	258,400	289,800	309,100	375,700	413,300	
64	259,400	291,100	310,400	376,300	413,500	
65	260,400	292,400	311,700	376,600	413,700	
66	261,300	293,400	313,000	377,200	414,000	
67	262,200	294,400	314,300	377,900	414,300	
68	263,100	295,500	315,400	378,500	414,500	
69	263,900	296,600	316,300	378,900	414,700	
70	264,700	297,800	317,600	379,400	415,000	
71	265,500	298,900	318,900	380,000	415,300	
72	266,300	300,100	320,200	380,500	415,500	
73	267,000	301,300	321,400	381,000	415,700	
74	267,800	302,600	322,700	381,600		
75	268,600	303,900	323,900	382,100		
76	269,300	305,200	325,100	382,400		
77	270,000	306,500	326,400	382,800		
78	270,800	307,800	327,500	383,300		

79	271,600	309,100	328,600	383,700		
80	272,300	310,400	329,700	384,100		
81	273,000	311,700	330,400	384,500		
82	273,800	313,000	331,300	385,000		
83	274,600	314,300	332,000	385,400		
84	275,300	315,400	332,800	385,800		
85	276,000	316,300	333,600	386,100		
86	276,700	317,600	334,000			
87	277,400	318,900	334,600			
88	278,100	320,200	335,300			
89	278,800	321,400	336,100			
90	279,500	322,700	336,800			
91	280,200	323,900	337,500			
92	280,900	325,100	338,100			
93	281,500	326,400	338,600			
94	282,200	327,500	339,200			
95	282,800	328,600	339,700			
96	283,500	329,700	340,300			
97	284,100	330,400	340,600			
98	284,800	331,300	341,100			
99	285,400	332,000	341,500			
100	286,100	332,800	341,900			
101	286,700	333,600	342,300			
102	287,400	334,000	342,800			
103	288,000	334,600	343,300			
104	288,500	335,300	343,800			
105	289,000	336,100	344,100			
106	289,600	336,800	344,500			
107	290,100	337,500	344,900			
108	290,700	338,100	345,300			
109	291,200	338,600	345,600			
110	291,700	339,200	346,000			
111	292,300	339,700	346,400			
112	292,900	340,300	346,800			
113	293,400	340,600	347,000			
114	293,900	341,100	347,400			
115	294,300	341,500	347,800			
116	294,600	341,900	348,200			
117	294,800	342,300	348,400			
118	295,100	342,800	348,800			
119	295,300	343,300	349,200			
120	295,600	343,800	349,500			
121	295,800	344,100	349,800			
122			350,200			
123			350,600			
124			351,000			
125			351,500			
126			351,900			
127			352,300			
128			352,700			
129			353,200			
130			353,600			
131			353,900			
132			354,200			
133			354,700			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	192,000	219,500	273,300	279,700	320,600	362,700

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。ただし、第14条の改正規定及び第18条の5第2項の改正規定(「第4条第5項」を「第4条第2項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 切替日の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の三浦市職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、新条例第8条の2第2項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

附則別表(附則第2項関係)

旧号給	新号給		
	4級	5級	6級
1	1	1	1
2	1	1	1

3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	2	1
15	7	3	1
16	8	4	1
17	9	5	1
18	10	6	2
19	11	7	3
20	12	8	4
21	13	9	5
22	14	10	6
23	15	11	7
24	16	12	8
25	17	13	9
26	18	14	10
27	19	15	11
28	20	16	12
29	21	17	13
30	22	18	14
31	23	19	15
32	24	20	16
33	25	21	17
34	26	22	18
35	27	23	19
36	28	24	20
37	29	25	21
38	30	26	22
39	31	27	23
40	32	28	24
41	33	29	25
42	34	30	26
43	35	31	27
44	36	32	28
45	37	33	29
46	38	34	30
47	39	35	31
48	40	36	32
49	41	37	33
50	42	38	34
51	43	39	35
52	44	40	36
53	45	41	37
54	46	42	38

55	47	43	39
56	48	44	40
57	49	45	41
58	50	46	42
59	51	47	43
60	52	48	44
61	53	49	45
62	54	50	
63	55	51	
64	56	52	
65	57	53	
66	58	54	
67	59	55	
68	60	56	
69	61	57	
70	62	58	
71	63	59	
72	64	60	
73	65	61	
74	66	62	
75	67	63	
76	68	64	
77	69	65	
78	70	66	
79	71	67	
80	72	68	
81	73	69	
82	74	70	
83	75	71	
84	76	72	
85	77	73	
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		

令和 7 年 2 月 28 日 提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「100分の6」を「100分の12」に改める。

第16条第2項中「翌日午前5時」を「翌日の午前5時」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（令和10年3月31日までの間におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬算定の基礎となる基準月額の経過措置）

- 2 令和10年3月31日までの間における改正後の第15条第4項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

三浦市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年三浦市
条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地域手当」の次に「、住居手当」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例

三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年三浦市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条中「翌日午前5時」を「翌日の午前5時」に改める。

第15条第2項中「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」に改める。

第22条第2項中「（配偶者）の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第24条第2項中「、第7条」及び「若しくは第2項」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定及び第24条第2項の改正規定（「若しくは第2項」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 令和8年3月31日までの間における改正後の第5条第2項の規定の適用については、同項中「（5）心身に著しい障害がある者」とあるのは、
「（5）心身に著しい障害がある者
（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。
（三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三浦市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第7条」を削る。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例

三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条の2第2項中「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」に改める。

第18条第2項中「（配偶者）」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第19条第2項中「、第5条の3」及び「若しくは第2項」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定（「若しくは第2項」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 令和8年3月31日までの間における改正後の第5条第2項の規定の適用については、同項中「（5）心身に著しい障害がある者」とあるのは、「（5）心身に著しい障害がある者
（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。
（三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三浦市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第5条の3」を削る。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の6」を「100分の12」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）
- 2 令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、給料月額に100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年三浦市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の6」を「100分の12」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）
- 2 令和10年3月31日までの間における改正後の第4条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは、「100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

三浦市職員の退職手当に関する条例（昭和48年三浦市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「）以上」を「））以上」に改める。

第5条第2項中「同項の規定は」を「前項の規定は」に改める。

第16条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第10項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第2項及び第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三浦市職員の退職手当に関する条例第16条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した三浦市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.68」を「100分の6.53」に改める。

第6条第1号中「21,600円」を「20,700円」に改め、同条第2号中「10,800円」を「10,350円」に改め、同条第3号中「16,200円」を「15,525円」に改める。

第7条中「100分の2.8」を「100分の2.79」に改める。

第8条中「16,800円」を「17,400円」に改める。

第9条中「100分の2.18」を「100分の2.25」に改める。

第11条中「13,100円」を「13,400円」に改める。

第25条第1項第1号イ中「15,120円」を「14,490円」に、「7,560円」を「7,245円」に、「11,340円」を「10,868円」に改め、同号ウ中「11,760円」を「12,180円」に改め、同号エ中「9,170円」を「9,380円」に改め、同項第2号イ中「10,800円」を「10,350円」に、「5,400円」を「5,175円」に、「8,100円」を「7,763円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「8,700円」に改め、同号エ中「6,550円」を「6,700円」に改め、同項第3号イ中「4,320円」を「4,140円」に、「2,160円」を「2,070円」に、「3,240円」を「3,105円」に改め、同号ウ中「3,360円」を「3,480円」に改め、同号エ中「2,620円」を「2,680円」に改め、同条第2項第2号ア中「2,520円」を「2,610円」に改め、同号イ中「4,200円」を「4,350円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「6,960円」に改め、同号エ中「8,400円」を「8,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の三浦市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

三浦市地域包括支援センターに関する基準を定める条例（平成26年三浦市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。以下同じ。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項各号に掲げる職員の員数に」を「第1項各号に掲げる常勤の職員の員数のほか、」に改め、「を加えたもの」を削り、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「職員の員数に加える」を「常勤の職員の員数のほかに置くべき」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市漁港管理条例等の一部を改正する条例

(三浦市漁港管理条例の一部改正)

第1条 三浦市漁港管理条例(昭和58年三浦市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

電柱、電話柱及びその他の柱類	三浦市道路占用料条例(昭和49年三浦市条例第28号)第3条第3項及び別表の規定を準用する。	
看板		
標識		
地下埋設物	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	
	マンホール	1基1月につき 80円
前各項に掲げるもの以外の目的のための占用	近傍の類似地の価格の1平方メートル当たりの額に、占用面積、100分の3及び365分の占用日数を乗じて得た額	

- 備考
- 1 使用料が重量を単位として定められているもので、その重量が1トンに満たないとき、又はこれに1トン未満の端数があるときは、その満たない重量又は端数の重量は、1トンとして計算する。
 - 2 使用料又は占用料が日又は月を単位として定められているもので、その使用又は占用の期間が1日若しくは1月に満たないとき、又はそれらに1日若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれの満たない期間又は端数の期間は、1日又は1月として計算する。
 - 3 占用料が面積又は長さを単位として定められているもので、その面積又は長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たないとき、又はそれらに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、それぞれの満たない面積若しくは長さ又は端数の面積若しくは長さは、切り捨てて計算する。

を

電柱、電話柱及びその他の柱類	三浦市道路占用料条例(昭和49年三浦市条例第28号)第3条第3項及び別表の規定を準用する。	
看板		
標識		
地下埋設物	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	
前各項に掲げるもの以外の目的のための占用	近傍の類似地の価格の1平方メートル当たりの額に、占用面積、100分の3及び365分の占用日数を乗じて得た額	

- 備考
- 1 使用料が重量を単位として定められているもので、その重量が1トンに満たないとき、又はこれに1トン未満の端数があるときは、その満たない重量又は端数の重量は、1トンとして計算する。
 - 2 使用料又は占用料が日を単位として定められているもので、その使用若しくは占用の期間に1日未満の端数があるとき又はその使用若しくは占用の期間が1日未満のときは、1日として計算する。
 - 3 占用料が面積をもって定められているもので、その面積が0.01平方メートル未満のとき又はその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算する。

に

改める。

別表第2占用の項中「130円」を「190円」に、「260円」を「410円」に、「380円」を「690円」に、「1,560円」を「2,280円」に、「640円」を「680円」に、「730円」を「1,130円」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

- 2 占用料が面積をもって定められているもので、その面積が0.01平方メートル未満のとき又はその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算する。

第2条 三浦市漁港管理条例の一部を次のように改正する。

別表第2占用の項中「190円」を「250円」に、「410円」を「560円」に、「690円」を「990円」に、「2,280円」を「3,000円」に、「680円」を「720円」に、「1,130円」を「1,530円」に改める。

(三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例の一部改正)

第3条 三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例(平成12年三浦市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表占用の項中「130円」を「190円」に、「260円」を「410円」に、「380円」を「690円」に、「1,560円」を「2,280円」に、「640円」を「680円」に、「730円」を「1,130円」に改め、同表備考第1項を次のように改める。

- 1 占用料が面積をもって定められているもので、その面積が0.01平方メートル未満のとき又はその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算する。

第4条 三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表占用の項中「190円」を「250円」に、「410円」を「560円」に、「690円」を「990円」に、「2,280円」を「3,000円」に、「680円」を「720円」に、「1,130円」を「1,530円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第1の改正規定及び別表第2備考第2項の改正規定並びに第3条中別表備考第1項の改正規定 公布の日

(2) 第1条及び第3条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和7年7月1日

(3) 第2条及び第4条の規定 令和10年4月1日
(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の三浦市漁港管理条例又は第3条の規定による改正前の三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例の規定により算定された占用料（当該占用の期間が令和7年7月1日前に開始するものにあつては、同日前の占用の期間に係る占用料に限る。）であつて、同日前に賦課が行われ、同日の前日までの間においてその徴収が完了していないものに係る額、徴収の方法等については、令和7年7月1日以後においても、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正前の三浦市漁港管理条例又は第4条の規定による改正前の三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例の規定により算定された占用料（当該占用の期間が令和10年4月1日前に開始するものにあつては、同日前の占用の期間に係る占用料に限る。）であつて、同日前に賦課が行われ、同日の前日までの間においてその徴収が完了していないものに係る額、徴収の方法等については、令和10年4月1日以後においても、なお従前の例による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

三浦市油壺駐車場条例の一部を改正する条例

三浦市油壺駐車場条例（平成17年三浦市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

期間	自動車等の種別	利用料金の上限額
1月1日から6月30日まで及び10月1日から12月31日まで	大型自動車 中型自動車 準中型自動車 大型特殊自動車	1日1回につき 1,100円
	普通自動車 小型特殊自動車	1日1回につき 600円
	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車 軽車両	1日1回につき 300円
7月1日から9月30日まで	大型自動車 中型自動車 準中型自動車 大型特殊自動車	1日1回につき 2,500円
	普通自動車 小型特殊自動車	1日1回につき 1,000円
	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車 軽車両	1日1回につき 500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 三浦市油壺駐車場条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、施

行日前においても、施行日以後の三浦市油壺駐車場の利用に係る利用料金について、この条例による改正後の三浦市油壺駐車場条例の規定の例により同条例の規定に基づく市長の承認を得ることができる。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

令和6年度三浦市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度の三浦市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ107,684千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,571,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

2 繰越明許費の変更は、「第2表の2 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,167,573	224,447	5,392,020
	1 地方交付税	5,167,573	224,447	5,392,020
14 国庫支出金		3,543,436	△9,356	3,534,080
	1 国庫負担金	2,348,646	55,548	2,404,194
	2 国庫補助金	1,141,661	△64,904	1,076,757
15 県支出金		1,126,836	17,039	1,143,875
	1 県負担金	819,464	14,980	834,444
	2 県補助金	234,942	2,059	237,001
16 財産収入		29,568	5,239	34,807
	1 財産運用収入	29,524	1,866	31,390
	2 財産売却収入	44	3,373	3,417
17 寄附金		1,045,050	△288,000	757,050
	1 寄附金	1,045,050	△288,000	757,050
18 繰入金		1,430,167	△68,286	1,361,881
	1 基金繰入金	1,430,167	△68,286	1,361,881
20 諸収入		325,131	△14,667	310,464
	4 受託事業収入	63,882	△10,000	53,882
	5 雑入	226,956	△4,667	222,289
21 市債		1,880,192	25,900	1,906,092
	1 市債	1,880,192	25,900	1,906,092
歳入合計		21,679,429	△107,684	21,571,745

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,090,745	△142,370	4,948,375
	1 総務管理費	4,669,099	△142,370	4,526,729
3 民生費		7,093,254	66,746	7,160,000
	1 社会福祉費	4,249,931	12,933	4,262,864
	2 児童福祉費	1,340,658	53,813	1,394,471
4 衛生費		2,380,158	△24,097	2,356,061
	1 保健衛生費	782,427	△38,745	743,682
	2 清掃費	1,303,057	△3,451	1,299,606

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 病院費	263,485	14,228	277,713
	4 水道費	31,189	3,871	35,060
5 農林水産業費		427,964	36,379	464,343
	1 農業費	174,623	10,000	184,623
	2 水産業費	253,341	26,379	279,720
6 商工費		268,243	△4,708	263,535
	1 商工費	268,243	△4,708	263,535
7 土木費		2,578,074	△58,415	2,519,659
	1 土木管理費	68,643	4,800	73,443
	2 道路橋りょう費	607,986	△502	607,484
	4 都市計画費	942,537	△44,505	898,032
	5 住宅費	915,726	△18,208	897,518
8 消防費		846,203	18,781	864,984
	1 消防費	846,203	18,781	864,984
歳出	合計	21,679,429	△107,684	21,571,745

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	4 水道費	水道事業会計補助及び出資金	3,800
5 農林水産業費	2 水産業費	藻場保全事業	962
		三崎漁港整備事業	36,800
6 商工費	1 商工費	観光の核づくり推進事業(広場)	41,280
7 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	4,800
		道路維持補修事業	9,713
	2 道路橋りょう費	市民交流拠点整備事業(道路整備)	94,240
		三浦縦貫道路関連事業	17,235

第 2 表 の 2 繰越明許費補正

(変更)

(単位：千円)

事業名	補正前額	補正後額
子育て世代包括支援事業	22,000	22,869

第 3 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前額	補正後額
三崎漁港整備事業費	22,400	45,600
急傾斜地崩壊対策事業費	22,900	27,700
市営住宅除却事業費	23,000	20,300
常備消防委託等事業費	4,600	5,200

令和6年度三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度の三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,752,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		3,862,915	106,220	3,969,135
	1 県補助金	3,862,915	106,220	3,969,135
7 繰入金		450,397	19,043	469,440
	1 他会計繰入金	433,178	24,959	458,137
	2 基金繰入金	17,219	△ 5,916	11,303
歳入合計		5,627,133	125,263	5,752,396

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,785,100	106,220	3,891,320
	1 療養諸費	3,323,776	66,055	3,389,831
	2 高額療養費	443,065	40,165	483,230
5 基金積立金		10,391	19,043	29,434
	1 基金積立金	10,391	19,043	29,434
歳出合計		5,627,133	125,263	5,752,396

令和6年度三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度の三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,033,476千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,363,849	609	1,364,458
	2 国庫補助金	347,470	609	348,079
4 支払基金交付金		1,567,964	684	1,568,648
	1 支払基金交付金	1,567,964	684	1,568,648
5 県支出金		852,681	317	852,998
	2 県補助金	30,767	317	31,084
7 繰入金		1,029,570	925	1,030,495
	1 他会計繰入金	915,095	317	915,412
	2 基金繰入金	114,475	608	115,083
歳入合計		6,030,941	2,535	6,033,476

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		213,301	2,535	215,836
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	151,389	2,535	153,924
歳出合計		6,030,941	2,535	6,033,476

令和6年度三浦市市場事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度の三浦市市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,167千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ426,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

2 債務負担行為の廃止は、「第3表の2 債務負担行為補正」による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		133,051	2,167	135,218
	1 他会計繰入金	103,051	2,167	105,218
歳入合計		424,501	2,167	426,668

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 施設費		272,476	2,167	274,643
	1 施設費	272,476	2,167	274,643
歳出合計		424,501	2,167	426,668

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 施設費	1 施設費	水産施設管理事業	49,767
		市場高度衛生管理化対策事業	14,560

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
移転補償費 (市場管理事務所)	令和7年度から 令和8年度まで	440,000

第 3 表 の 2 債務負担行為補正

(廃止)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
市場高度衛生管理化対策事業 (市場管理事務所)	令和7年度	58,000

令和6年度三浦市第三セクター等改革推進債償還事業特別会計
補正予算（第1号）

令和6年度の三浦市第三セクター等改革推進債償還事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		20,301	975	21,276
	1 財産運用収入	20,301	975	21,276
5 使用料及び手数料		0	1	1
	1 手数料	0	1	1
歳入合計		262,696	976	263,672

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		262,196	976	263,172
	1 公債費	262,196	976	263,172
歳出合計		262,696	976	263,672

令和6年度三浦市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度三浦市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度三浦市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)		(計)
		収	入	
第1款 病院事業収益	2,648,909千円	14,905千円	2,663,814千円	
第2項 医業外収益	140,030千円	14,905千円	154,935千円	

第3条 予算第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,228千円である。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

令和6年度三浦市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度三浦市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度三浦市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,442,759千円	3,871千円	1,446,630千円
第2項 営業外収益	148,633千円	3,871千円	152,504千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,396,656千円	3,871千円	1,400,527千円
第1項 営業費用	1,321,915千円	3,871千円	1,325,786千円

第3条 予算第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,871千円である。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

令和6年度三浦市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度三浦市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度三浦市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(既決予定量)	(補正後の予定量)
(4) 主要な建設改良事業	管きょ建設改良費	214,165千円	372,165千円
	コンセッション事業費	262,482千円	269,482千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 公共下水道事業収益	788,961千円	△50,505千円	738,456千円
第1項 営業収益	69,996千円	△4,318千円	65,678千円
第2項 営業外収益	718,964千円	△46,187千円	672,777千円
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	801,241千円	△50,505千円	750,736千円
第1項 営業費用	733,844千円	△50,505千円	683,339千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,011,630千円	165,000千円	1,176,630千円
第1項 企業債	302,100千円	77,000千円	379,100千円
第3項 補助金	205,391千円	88,000千円	293,391千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,028,542千円	165,000千円	1,193,542千円
第1項 建設改良費	476,691千円	165,000千円	641,691千円

第5条 予算第5条の表に次のように加える。

事 項	期 間	限 度 額
三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業費 （物価高騰に伴う増額分）	令和7年度から令和11年度まで	241,777千円

第6条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
公共下水道整備事業費	302,100千円	379,100千円

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（ 科目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
（1）職員給与費	93,348千円	△7,000千円	86,348千円

第8条 予算第10条中「152,558千円」を「112,371千円」に改める。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

令和 7 年度三浦市一般会計予算

令和 7 年度三浦市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,750,546 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 28 日 提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		5,483,114
	1 市民税	2,370,985
	2 固定資産税	2,237,612
	3 軽自動車税	128,217
	4 市たばこ税	318,524
	5 入湯税	20,340
	6 都市計画税	407,436
2 地方譲与税		122,711
	1 地方揮発油譲与税	26,600
	2 自動車重量譲与税	90,900
	3 森林環境譲与税	5,211
3 利子割交付金		5,000
	1 利子割交付金	5,000
4 配当割交付金		48,500
	1 配当割交付金	48,500
5 株式等譲渡所得割交付金		76,700
	1 株式等譲渡所得割交付金	76,700
6 法人事業税交付金		96,200
	1 法人事業税交付金	96,200
7 地方消費税交付金		982,300
	1 地方消費税交付金	982,300
8 環境性能割交付金		31,700
	1 環境性能割交付金	31,700
9 地方特例交付金		23,721
	1 地方特例交付金	23,721
10 地方交付税		5,254,719
	1 地方交付税	5,254,719
11 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
12 分担金及び負担金		14,362
	1 負担金	14,362
13 使用料及び手数料		177,421
	1 使用料	73,077

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		184,260
	1 議 会 費	184,260
2 総 務 費		5,567,550
	1 総務管理費	5,029,927
	2 徴 税 費	227,407
	3 戸籍住民基本台帳費	134,298
	4 選 挙 費	107,595
	5 統計調査費	32,955
	6 監査委員費	35,368
3 民 生 費		7,073,037
	1 社会福祉費	4,121,508
	2 児童福祉費	1,546,924
	3 生活保護費	1,404,604
	4 災害救助費	1
4 衛 生 費		2,401,430
	1 保健衛生費	707,955
	2 清 掃 費	1,390,395
	3 病 院 費	267,517
	4 水 道 費	35,563
5 農林水産業費		421,592
	1 農 業 費	185,846
	2 水産業費	235,746
6 商 工 費		700,479
	1 商 工 費	700,479
7 土 木 費		1,517,267
	1 土木管理費	79,902
	2 道路橋りょう費	406,679
	3 河 川 費	33,162
	4 都市計画費	928,280
	5 住 宅 費	69,244
8 消 防 費		900,152
	1 消 防 費	900,152
9 教 育 費		1,184,944

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	勤労市民センター運営管理事業	234,570	令和7年度	164,199
				令和8年度	70,371
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業 (戸籍の振り仮名登録に係る事務作業)	14,089	令和7年度	6,302
				令和8年度	7,787
		戸籍住民基本台帳事業 (マイナンバーカード申請等サポート業務)	7,045	令和7年度	3,151
				令和8年度	3,894

第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
人事・給与・庶務事務システム運用事業 (人事課)	令和 8 年度から 令和13年度まで	73,100
複合機賃借料等 (財政課)	令和 8 年度から 令和12年度まで	63,000
情報セキュリティクラウド運用業務(変更分) (デジタル課)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	951
パブリッククラウド接続サービス利用業務 (デジタル課)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	5,447
電子申請システム利用料 (デジタル課)	令和 8 年度から 令和12年度まで	1,997
新庁舎ネットワーク整備運用業務 (デジタル課)	令和 8 年度から 令和13年度まで	83,270
がん検診業務(集団) (健康づくり課)	令和 8 年度	毎年度定める歳入歳出予算の範囲内で、契約単価に実施件数を乗じ消費税等を加えた額から自己負担分を引いた額
塵芥収集車購入費 (廃棄物対策課)	令和 8 年度	9,502
ごみ収集運搬業務(塵芥収集車追加調達分) (廃棄物対策課)	令和 8 年度から 令和10年度まで	21,094
経済対策利子補給金 (もてなし課)	令和 8 年度	2,737
学力調査業務 (学校教育課)	令和 8 年度	毎年度定める歳入歳出予算の範囲内で、契約単価に実施件数を乗じ消費税等を加えた額
小中学校児童生徒心臓・腎臓検診業務 (学校教育課)	令和 8 年度	毎年度定める歳入歳出予算の範囲内で、契約単価に実施件数を乗じ消費税等を加えた額

第 4 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民交流拠点整備事業費	2,056,200	普通貸借又は証券発行事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
勤労市民センター運営管理事業費	122,100	同 上	同 上	同 上
総合行政ネットワーク整備事業費	6,000	同 上	同 上	同 上
環境センター改修（中継施設）事業費	49,600	同 上	同 上	同 上
清掃運搬施設等整備事業費	6,400	同 上	同 上	同 上
一般会計出資事業費	29,800	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業費	21,900	同 上	同 上	同 上
三崎漁港整備事業費	3,800	同 上	同 上	同 上
急傾斜地崩壊対策事業費	23,000	同 上	同 上	同 上
橋りょう維持修繕事業費	15,000	同 上	同 上	同 上
交通安全対策事業費	31,600	同 上	同 上	同 上
三浦縦貫道路関連事業費	23,500	同 上	同 上	同 上
歩行空間整備事業費	6,100	同 上	同 上	同 上
河川維持管理事業費	5,200	同 上	同 上	同 上
公園緑地整備事業費	26,400	同 上	同 上	同 上
市営住宅除却事業費	7,800	同 上	同 上	同 上
消防水利施設整備事業費	4,400	同 上	同 上	同 上
常備消防委託等事業費	21,000	同 上	同 上	同 上
消防団一般管理事業費	14,300	同 上	同 上	同 上
防災行政無線事業費	6,000	同 上	同 上	同 上
小学校施設整備事業費	11,700	同 上	同 上	同 上
小学校教材教具整備事業費	40,000	同 上	同 上	同 上
中学校施設整備事業費	13,700	同 上	同 上	同 上
中学校教材教具整備事業費	21,400	同 上	同 上	同 上
計	2,566,900			

令和7年度三浦市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度三浦市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,517,950千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,217,784
	1 国民健康保険税	1,217,784
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		12
	1 手数料	12
4 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
5 県支出金		3,830,010
	1 県補助金	3,830,010
6 財産収入		218
	1 財産運用収入	218
7 繰入金		443,179
	1 他会計繰入金	432,132
	2 基金繰入金	11,047
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		26,743
	1 延滞金、加算金及び過料	18,904
	2 市預金利子	210
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	7,628
歳入合計		5,517,950

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		91,265
	1 総務管理費	85,384
	2 徴税費	5,625
	3 運営協議会費	256
2 保険給付費		3,759,294
	1 療養諸費	3,281,874
	2 高額療養費	462,513
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	11,005
	5 葬祭諸費	3,900
	6 傷病手当諸費	1
3 国民健康保険事業費納付金		1,588,720
	1 医療給付費分	1,039,336
	2 後期高齢者支援金等分	396,063
	3 介護納付金分	153,321
4 保健事業費		57,903
	1 特定健康診査等事業費	38,007
	2 保健事業費	19,896
5 基金積立金		218
	1 基金積立金	218
6 公債費		2
	1 公債費	2
7 諸支出金		15,548
	1 償還金及び還付加算金	7,506
	2 繰出金	8,042
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	5,517,950

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
複合機賃借料等 (保険年金課)	令和8年度から 令和12年度まで	422

令和7年度三浦市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度三浦市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,072,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		840,656
	1 後期高齢者医療保険料	840,656
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 繰入金		187,984
	1 他会計繰入金	187,984
5 繰越金		41,501
	1 繰越金	41,501
6 諸収入		2,853
	1 延滞金、加算金及び過料	310
	2 償還金及び還付加算金	2,373
	3 市預金利子	104
	4 雑入	66
歳入合計		1,072,996

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
複合機賃借料等 (保険年金課)	令和8年度から 令和12年度まで	205

令和7年度三浦市介護保険事業特別会計予算

令和7年度三浦市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,079,955千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,199,891
	1 介護保険料	1,199,891
2 使用料及び手数料		111
	1 手数料	111
3 国庫支出金		1,386,428
	1 国庫負担金	1,026,105
	2 国庫補助金	360,323
4 支払基金交付金		1,583,432
	1 支払基金交付金	1,583,432
5 県支出金		862,698
	1 県負担金	828,398
	2 県補助金	34,300
6 財産収入		453
	1 財産運用収入	453
7 繰入金		1,045,718
	1 他会計繰入金	931,328
	2 基金繰入金	114,390
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,223
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 市預金利子	355
	3 雑入	865
歳入合計		6,079,955

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		127,403
	1 総務管理費	82,761
	2 徴収費	4,140
	3 介護認定審査会費	40,502
2 保険給付費		5,706,161
	1 介護サービス等諸費	5,527,725
	2 その他諸費	3,920
	3 高額介護サービス等費	174,516
3 地域支援事業費		234,564
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	159,210
	2 包括的支援事業・任意事業費	75,354
4 基金積立金		453
	1 基金積立金	453
5 公債費		21
	1 公債費	21
6 諸支出金		1,353
	1 償還金及び還付加算金	1,353
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		6,079,955

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
複合機賃借料等 (高齢介護課)	令和 8 年度から 令和12年度まで	1,056

令和7年度三浦市市場事業特別会計予算

令和7年度三浦市の市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ627,090千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000千円と定める。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		230,263
	1 使用料	230,260
	2 手数料	3
2 国庫支出金		148,000
	1 国庫補助金	148,000
3 財産収入		108
	1 財産運用収入	108
4 繰入金		151,526
	1 他会計繰入金	105,434
	2 基金繰入金	46,092
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		23,192
	1 延滞金、加算金及び過料	1,105
	2 市預金利子	142
	3 雑入	21,945
7 市債		74,000
	1 市債	74,000
歳入合計		627,090

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
複合機賃借料等 (市場管理事務所)	令和 8 年度から 令和12年度まで	802

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市場事業費	74,000	普通貸借又は証券発行 事業の進捗 その他の都合 により起債の 全部又は一部 を翌年度に繰 り越して起債 することがで きる。	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金 及び銀行等引受 について、利率 の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合には、そ の債権者との協定条件に よる。ただし、市財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利債 に借換えすることができ る。

令和7年度三浦市第三セクター等改革推進債償還事業特別会計
予算

令和7年度三浦市の第三セクター等改革推進債償還事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ263,757千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
2 財産収入		22,016
	1 財産運用収入	22,016
3 繰入金		241,725
	1 他会計繰入金	241,725
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		14
	1 市預金利子	14
歳入合計		263,757

令和7年度三浦市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度三浦市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病床数		136床
(2)	年間患者数	入院	41,975人
		外来	62,436人
(3)	一日平均患者数	入院	115人
		外来	258人
(4)	主要な建設改良事業	資産購入費	65,760千円
		施設整備費	103,576千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
(科目)	(金額)	
第1款 病院事業収益	2,727,920千円	
第1項 医業収益	2,594,794千円	
第2項 医業外収益	133,124千円	
第3項 特別利益	2千円	

支 出

支		出
(科目)	(金額)	
第1款 病院事業費用	3,124,373千円	
第1項 医業費用	3,007,199千円	
第2項 医業外費用	62,223千円	
第3項 特別損失	4,951千円	
第4項 予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額135,933千円は、過年度分損益勘定留保資金135,695千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額238千円で補填するものとする。)

収 入

(科 目)	(金 額)
第 1 款 資 本 的 収 入	322,944千円
第 1 項 企 業 債	161,000千円
第 2 項 負 担 金	159,191千円
第 3 項 補 助 金	2,750千円
第 4 項 固 定 資 産 売 却 代 金	1千円
第 5 項 寄 附 金	1千円
第 6 項 貸 付 金 返 還 金	1千円

支 出

(科 目)	(金 額)
第 1 款 資 本 的 支 出	458,877千円
第 1 項 建 設 改 良 費	169,336千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	271,141千円
第 3 項 貸 付 金	8,400千円
第 4 項 予 備 費	10,000千円

(企 業 債)

第 5 条 起 債 の 目 的 、 限 度 額 、 起 債 の 方 法 、 利 率 及 び 償 還 の 方 法 は 、 次 の と お り と 定 め る 。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
機 械 器 具 整 備 事 業 費	千円 63,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 事 業 の 進 捗 そ の 他 の 都 合 に よ り 起 債 の 全 部 又 は 一 部 を 翌 年 度 に 繰 り 越 して 起 債 す る こ と が で き る 。	5.0% 以 内 (た だ し、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 政 府 資 金、 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 及 び 銀 行 等 引 受 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	政 府 資 金 に つ い て は、 そ の 融 通 条 件 に よ り、 銀 行 そ の 他 の 場 合 に は、 そ の 債 権 者 と の 協 定 条 件 に よ る。 た だ し、 企 業 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、 若 し く は 繰 上 償 還 又 は 低 利 債 に 借 換 え す る こ と が で き る。

建物関係 整備事業費	98,000	同上	同上	同上
計	161,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,857,422千円

(2) 交際費 99千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、145,996千円と定める。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

令和7年度三浦市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度三浦市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水栓数	21,807栓
(2)	年間総配水量	5,368,000 m ³
(3)	一日平均配水量	14,707 m ³
(4)	主要な建設改良事業	改良整備事業 270,703千円
		老朽管更新事業 351,346千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
(科目)	(金額)	
第1款 水道事業収益	1,479,158千円	
第1項 営業収益	1,296,073千円	
第2項 営業外収益	183,083千円	
第3項 特別利益	2千円	

支 出

支		出
(科目)	(金額)	
第1款 水道事業費用	1,423,096千円	
第1項 営業費用	1,345,478千円	
第2項 営業外費用	67,617千円	
第3項 特別損失	1千円	
第4項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 312,285千円は、過年度分損益勘定留保資金82,520千円、当年度分損益勘定留保資金 181,097千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,668千円で補填するものとする。)

収 入

(科目)	(金額)
------	------

第1款 資本的収入	636,484千円
第1項 企業債	551,800千円
第2項 出資金	29,800千円
第3項 負担金	17,722千円
第4項 補助金	37,161千円
第5項 固定資産売却代金	1千円

支 出

(科 目)	(金 額)
第1款 資本的支出	948,769千円
第1項 建設改良費	623,130千円
第2項 企業債償還金	275,639千円
第3項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高山中央監視施設外更新工事	令和8年度	47,066 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道整備事業費	千円 551,800	普通貸借又は証券発行 事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 156,783千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,146千円と定める。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

令和7年度三浦市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度三浦市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	整備区域面積	217ha
(2)	年間有収水量	1,309,490m ³
(3)	一日平均有収水量	3,588m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	管きょ建設改良費	190,818千円
	コンセッション事業費	482,185千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
(科 目)		(金 額)
第1款	公共下水道事業収益	757,617千円
第1項	営業収益	63,462千円
第2項	営業外収益	694,154千円
第3項	特別利益	1千円

支 出		
(科 目)		(金 額)
第1款	公共下水道事業費用	756,244千円
第1項	営業費用	704,832千円
第2項	営業外費用	41,411千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,184千円は、過年度分損益勘定留保資金13,184千円で補填するものとする。)

収 入		
(科 目)		(金 額)
第1款	資本的収入	1,125,785千円

第1項	企業債	365,800千円
第2項	負担金及び分担金	416,484千円
第3項	補助金	343,500千円
第4項	固定資産売却代金	1千円

支 出

(科 目)	(金 額)	
第1款	資本的支出	1,138,969千円
第1項	建設改良費	674,741千円
第2項	企業債償還金	463,228千円
第3項	予備費	1,000千円
(企業債)		

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業費	千円 365,800	普通貸借又は証券発行 事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受 について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の

金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 93,621千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、130,465千円である。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉田英男

市道路線の廃止及び変更について

別紙の市道路線を廃止及び変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

三浦市長 吉 田 英 男

廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)
1	403号	初声町下宮田字飯森 276番地先	初声町下宮田字飯森 277番地先	1.80	14.00
2	641号	三崎町小網代字鷺野 1295番1地先	三崎町小網代字鷺野 1296番地先	1.20	24.20

変更

整理番号	路線名	変更前後	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)
1	93号	前	初声町高田坊字榎原 1960番5地先	初声町高田坊字榎原 1923番5地先	1.80	64.50
		後	初声町高田坊字榎原 1960番5地先	初声町高田坊字榎原 1923番4地先	2.00～ 5.40	102.33

令和6年度三浦市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度の三浦市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,581,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出

三浦市長 吉田英男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,361,881	10,000	1,371,881
	1 基金繰入金	1,361,881	10,000	1,371,881
歳入合計		21,571,745	10,000	21,581,745

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		979,059	10,000	989,059
	1 教育総務費	220,113	10,000	230,113
歳出合計		21,571,745	10,000	21,581,745

事業契約の変更について

令和4年6月21日議案第27号、令和5年3月20日議案第7号、同年9月28日議案第60号及び令和6年9月27日議案第36号をもって議決を経た三浦市子育て賃貸住宅等整備事業契約の一部を次のとおり変更するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により議会の議決を求める。

1 相手方

三浦市南下浦町上宮田1584番地

P F I 南下浦市民センター株式会社

2 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
契約金額	2,233,554,853円	2,224,694,891円 上記金額に、本事業契約の定める方法により算定した、維持管理業務及び運営業務に係る対価の額に係る物価変動による増減並びに当該増減の額に係る消費税及び地方消費税相当額の増減を加えた額

令和7年3月5日提出

三浦市長 吉 田 英 男

議案第45号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 横須賀市平作 [REDACTED]
- 2 氏 名 三 富 和 夫
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和7年3月24日提出

三浦市長 吉 田 英 男

諮問第1号
令和7年3月24日

三浦市議会議長 出口真琴様

三浦市長 吉田英男

人権擁護委員の推薦について（諮問）

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、貴議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
三浦市初声町下宮田 [REDACTED]	石 橋 央	[REDACTED]